



妊娠～出産～育児期における法の適用一覧表（2025年4月、10月現在）

		妊娠 判明	産前 6週間	出産 （予定）日	産後 8週間	産後 16週間	1歳	1歳 6ヶ月	2歳	3歳	小学校 就学前	小学校 3年生
女性	均等法	母性健康管理措置（保健指導、健康診査のための時間の確保、医師からの指導遵守の措置）										
	労働 基準法	軽易業務への転換	産後休業 ・産後6週間 強制休業 ・本人の請求 ＋医師の承認 ⇒就業可	育児時間 1日2回 各30分以上								
		時間外労働、休日労働、深夜業の制限 変形労働時間制の適用制限		時間外労働、休日労働、深夜業の制限 変形労働時間制の適用制限								
		危険有害業務の就業制限		危険有害業務の就業制限								
健康 保険法	産前休業（6週間前） （双子以上 14週間前）	出産育児一時金 1児 50万円										
	出産手当金 標準報酬日額×2/3											
男女 育児休業	育児介護 休業法		出生時育児休業 （産後パパ育休 4週間）	育児休業	延長	延長						
	出生時育児休業給付金 （賃金日額×67％）											
	育児休業給付金（女性は産後8週間後から） （180日間：賃金日額×67％、181日目以降：50％）		延長給付	延長給付								
	2025年4月 出生後休業支援給付金 父8週、母16週までに14日以上		⇒最大28日間 育児休業給付金＋13％									
男女 育児休業 以外の 制度	育児介護 休業法	・子の看護等休暇（子1人年5日、2人以上年10日）、2025年4月（小学校就学前⇒小学校3年生終了）、病気・けが、予防接種・健康診断＋感染症に伴う学級閉鎖、入園・入学・卒園式										
		・所定外労働の免除（残業免除）2025年4月（3歳⇒小学校就学前）・時間外労働の制限（1ヶ月24時間、1年150時間） ・深夜業の制限										
		・短時間勤務制度（原則6時間）2025年10月（柔軟な働き方として選択すれば、3歳⇒小学校就学前まで可）									選択により延長	
	雇用 保険法	※1 2025年10月1日 ①始業時刻等の変更 ②テレワーク ③保育施設の設置運営 ④養育両立支援休暇 ⑤短時間勤務制度										左記から2つ選択
男女	健康保険 厚生年金	産前産後休業＋育児休業期間 社会保険料（健康保険・厚生年金）の免除										
	育児介護 休業法	妊娠・出産の申出時の周知・意向確認 ・育児休業及び給付金の制度内容、申出先、社保の取扱い										
		2025年10月 意向聴取・配慮 ・勤務時間帯、勤務地、両立支援制度の利用期間、業務量等										
								2025年10月 1歳11ヶ月～2歳11ヶ月 ※1の周知・意向確認 左記事項の聴取・配慮				

作成者：  アンフィニ
社会保険労務士法人

（本資料は自由に利用可能です）

作成者：



アンフィニ
社会保険労務士法人

（本資料は自由に利用可能です）